

# 法華經方便品における實相の問題

白 土 わ か

漢譯大乘佛典において、實相とか諸法實相とかいわれ

る術語は、羅什譯によつて始めてもたらされたものによ  
うである。羅什は *tattvasya-lakṣaṇa*, *dharmatā*, *bhūta-*  
*saṃjñā* 等を實相と譯し、あるいは般若波羅蜜、如、實

際、涅槃等を實相の異名となしている。故に実相といつ  
ても、内容は多含なものであるが、従來は法華經におい  
て、諸法實相の思想はその意義の充足展開を見たとい  
ならされてきた。それはいかなる意味であるのか。法華  
經方便品を中心に、その邊の事情に考察を加えたのがこ  
の小稿である。

譯、漢譯になし)によると

*vaiṣṭya-sūtra-rājan* *paramārtha-nayāvatāra-nirde-*  
*śan* /

*Saddharmapuṇḍarikā* *sattvāya mahā-patham* *va-*

*ksye* //

(衆生のために第一義 *paramārtha* のみちに導入す

べき大道である方等經の王の妙法蓮華經を説き示

そう)

法華經は *paramārtha* に入るべき大道であると示され  
ている。又、羅睺羅跋陀羅 *Rahula* *bhadra* の讚頌によ

ると

*śrīmatāṃ* *loka-nāthānaṃ* *prāpca-sihāmānvayāt*

*manān* /

法華經梵本の歸敬偈<sup>①</sup>(梵本にのみあつて、チベット)

tvam eva sarva-kalyāṇaṃ paramārthāya kalpase

//3//

(吉祥にして、世間の主であり、ものの本性に通達せる御身こそは、全へふさわしく、第一義 paramārtha に符合する)

yānaṃ pratyekabuddhanāṃ śrāvakāṇaṃ tathāiva

yat /

sarve tvāy avarudhyeran mahā-nadya ivōdadhan

//6//

(「御身は」縁覺乘であり、又その様に聲聞乘でもある。御身はすべて大河が海に歸するが如くである)

法華經は、經王として第一義を示すものであるが、三乘でもあり、方便をもちものであるという。更に譬喩品に

㊦㊧

anāgatās co bahu-buddha loke

tiṣṭhanti ye co paramārtha-darśināḥ /

upāya-kausālya-śatais ca dharmān

nidarsāyīṣyanty atha deśāyanti ca//18//

(未來の世にまた多く佛が第一義を見つ住し、種

々なる善巧方便を以て、そこに法を示される。)

という。以上、何れの場合にも法華經は、第一義 paramārtha に立つものであつて、しかもそこに通入すべき方便としての道を示すものであることが理解せられる。

このことは法華經の性格として、種々の問題に於て考察されることであるが、第一義を標榜すると同時に、世俗の有的な立場をもつものとして、般若經一般より更に展開を見せるものといえるであろう。

## 二

法華經は、第一義 paramārtha を根本の立場とするが、それが善巧方便である教法となることは、第一義が教法としてあらわれねばならぬ顯現としての方便、施設、世俗への態となることである。方便品に<sup>㊦㊧</sup>

śraddadhata me Śāriputra bhūta-vādy aham asmi  
tathā-vādy aham asmy ananyathā-vādy aham asmi/  
durbodhyaṃ Śāriputra tathāgatasya saṃpīḥā-

bhāṣyam / tat kasya hetoḥ / nānā-nirukti-nirdeśā-  
bhilāpa-nirdeśanair mayā Śāriputra vimidhair

upāya-kausālya-śata-sahastrair dharmāḥ saṃpra-  
kāśitāḥ / atarko 'tarkāvacaras tathāgata-vijñeyāḥ

Sariputra saddharmaj / tat kasya hetoḥ / eka-kṛtyena Śāriputrāṅka-karaṇīyena tathāgato 'rhan samyak-saṃbuddho loka utpadyate mahā-kṛtyena mahā-karaṇīyena / ……  
 yad idam tathāgata-jñāna-darśana-samadāpana-hetunimittaṅ sattvānaṅ tathāgato 'rhan samyak-saṃbuddho loka utpadyate /  
 (舍利子よ、我を信ぜよ。我は眞實を語るもの bhūta-vādin である。我はありのままを語るもの tathā-vādin である。我はそのままを語るもの ananyathā-vādin である。舍利子よ、如來の密意の説ははかりがたいものである。何とならば、舍利子よ、我は種々の言葉、指示、説明、圖示等の種々百千の善巧方便をもつて法を説くからである。舍利子よ、如來の知り給う妙法は論理を超え、理解の及ばぬところである。何とならば、舍利子よ、如來應供正等覺者は一の目的、一の所作である大目的、大所作の故に世に出現し給うからである。……すなわち諸の有情の上に如來の知見を鼓舞せしめんがために世に出現し給うのである。)

汝等當信佛之所説言不虛妄、舍利弗、諸佛隨宜説法意赴難解、所以者何、我以無數方便種種因緣譬喩言辭演説諸法、是法非思量分別之所能解、唯有諸佛乃能知之、所以者何、諸佛世尊、唯以一大事因緣故出現於世、舍利弗、云何名諸佛世尊、唯一大事因緣故出現於世、…  
 ……諸佛世尊欲令衆生聞佛知見使得清淨故出現於世…  
 これは、第一義が世俗への態にあらわれなければならぬ、方便とならなければならぬということである。妙法は論理を超えたものであつて、如來のみが分別する所であるとは、思辨的に難解であることを意味するのでなく、如來は種々の方便をもつて、衆生を佛知見に引導せしめる目的の故に世に出現されるという、方便としてあらわれねばならぬ第一義のもつ善巧の故に、妙法は論理をこえたものであるというのである。それは衆生には知ることをゆるされぬ如來の方法、方便の故である。故に方便品においては、方便の意義は世俗への態であり、有への契機であり、如來の慈悲なのである。またこのことは方便品に<sup>⑥</sup>

durvijñeyyaṅ Sariputra saṃdhabhāṣyaṅ tathā-gatānāṃ arhatāṅ samyak-saṃbuddhānaṅ / tat kasya hetoḥ / svapratyayaṅ dharmaṅ prakāśayanti

vidhūpāya-kausaśya-jñāna-darśana-hetu-kāraṇa-  
nirdeśan-ārambaṇa-nirukti-prajñaptibhis tais-tair  
upāya-kausaśyaais tasmīns-tasmīnl lagnān sattvān  
pranocayitum / mahōpāya-kausaśya-jñāna-darśana-  
parama-pāramita-prāptaḥ Śāriputra tathāgata ar-  
hantaḥ samyak-saṃbuddhāḥ /

(舍利子よ、諸々の如來應供正等覺者の密意の説は解  
しがたいものである。何とならば、如來は種々の善  
巧方便、知見、因、理由、根本の指示、言葉、施設  
等をもつて、自ら知り給うところの諸法を示し、こ  
れらの善巧方便によつて種々のものに執着する衆生  
を脱せしめるからである。舍利子よ、諸々の如來は  
大いなる善巧方便と知見との最勝なる波羅蜜を得て  
いるのである。

羅什譯<sup>①</sup>

隨宜所說意赴難解、舍利弗、吾從成佛已來、種種因緣、  
種種譬喻、廣演言教、無數方便、引導衆生、令離諸著、  
所以者何、如來方便知見波羅蜜皆已具足

言說、施設 prajñapti 等の善巧方便による、ということ  
は、般若、空の第一義が衆生にしられるための世俗諦で  
ある。このことを月稱中論註二十四章に<sup>②</sup>

空義なる因施設は衆生をして涅槃を得しむる爲の方  
便である。

tasmān nirvāṇādhigamopāyatvādayaḥ yameva yathā-  
vasthita samyritādevābhyaḥ puṣpā / bhājānām iva  
sālīlārthaneṭi //

と示されてもこのよりいづも理解せよ。

また法華經を譬喩品に<sup>③</sup>

tatra Śāriputra tathāgata evaṃ paśyati / saced  
ahaṅ jñāna-balo 'smiṭi kṛtvā rddhi-balo 'smiṭi  
kṛtvā 'nupāyenaśāṅṇ sattvānāṅṇ tathāgata-jñāna-  
bala-vaiśāradyāni saṃśrāvayeyam nāite sattvā  
ebhir dharmair nirvāyeyuḥ /

(舍利子よ、そのとき如來はかく見給うた。もし我は  
智力、神通力ありとして方便を用いることなく、如  
來の智力、無所畏を衆生にきかしめるならば、衆生  
はこの諸法によつて度せられないであろう。)

これと同じことは、中論等にもしばしば見るところであ  
るが、施設・方便によつて、即ち世俗諦によつて第一義  
への通路となしていることをしる。三乗ということも亦  
そうであつて、藥草喩品に<sup>④</sup>

na santi Kāśyapa trīṇi yānāni kevalam anyonya-

caritāḥ satvāḥ/ tena trīṇi yānāni prajñāpyante//  
〔迦葉よ、三乗はないのであって、衆生の別々の所行  
あるによつて、三乗が施設せられたのである。〕

と、三乗が施設であることは、この他にも見られるが、  
これは第一義に對する方便、世俗なのである。

以上、歸敬偈にいう第一義に通入すべき道としての法  
華經は、世俗の方便として、有的に展開する性格にある  
ことが理解される。

### 三

次に、方便品において、いわゆる諸法實相についての  
箇所を検討を加えると、羅什譯にのみ十如是諸法實相が  
いわれるわけであるが、現存梵本やチベット譯、また竺  
法護譯正法華經、世親の法華論には、什譯と同じ文は示  
されていない。什譯原典は、添品法華經の序によれば、  
龜茲國の文に似、正法華經は、多羅之葉に似たりとい  
うが、西域本もネパール本も什譯には該當せず、正法華經  
等に該當し、恐らく羅什譯は羅什の獨創であろうとい  
うのが大體の通説の様である。<sup>⑩</sup>

17 (白土)  
しかし現存のネパール本、西域本をもとにしても、結  
局は羅什譯と、意味する思想内容は大差はないと思われ

るが、以下それらの資料を列記して考察を加えてみよう  
と思ふ。

#### 1. 梵本<sup>⑪</sup>

tathāgata eva Śāriputra tathāgatasya dharmāṃ  
deśayed yān dharmāṃs tathāgato jānāti / sarva-  
dharmān api Śāriputra tathāgata eva deśayati /  
sarva-dharmān api tathāgata eva jānāti / ye ca te  
dharmā yathā ca te dharmā yādṛśās ca te dharmā  
yā lakṣaṇās ca te dharmā yat svabhāvās ca te  
dharmāḥ / ye ca yathā ca yādṛśās ca yā lakṣaṇās  
ca yat svabhāvās ca te dharmā iti / teṣu dharmeṣu  
tathāgata eva pratyakṣo 'parokṣaḥ //

#### ⑩ 西梵譯<sup>⑫</sup>

/Cha ri hi bu chos thams cad kyañ de bshin gcegs  
pa ñid ston to / chos thams cad kyañ de bshin  
pa ñid kyis mkhyen te chos de dag gañ yin pa  
dan/ chos de dag ji lta bu yin pa dan/ chos de  
dag ci hdra ba dan/ chos de dag gi mshan ñid  
gañ yin pa dan/ chos de dag gi ño bo ñid ci yin  
pa dan/ chos de dag gañ yin pa dan/ ji lta bu

gan yin pa dan ci hdra ba dan / mtshan nid gan  
yin pa dan / ño bo nid ci yin pa yan mkhyen to /

いんぴんば 佛譯ならびに英譯を「ヤン」

⑤ E. Burnouf の佛譯

Le Tathāgata seul, ô Āriputra, enseigne toutes  
les lois, car le Tathāgata seul les connaît toutes.

Ce que sont ces lois, comment sont-elles, quelles  
sont-elles, de quoi sont-elles le caractère, quelle  
nature propre out-elles ? tels sont les divers aspects  
sous lesquels le Tathāgata les voit face à face et  
présentes devant lui.

4 H. Kern の英譯<sup>④</sup>

None but a Tathāgata, Sāriputra, can impart to a  
Tathāgata those laws which the Tathāgata knows.  
And all laws, Sāriputre, are taught by the Tathā-  
gato, and by him alone ; no one but he knows all  
laws, what they are, how they are, like what they  
are, of what characteristics and of what nature  
they are.

5. 法華華經方便品 (羅什譯)<sup>⑤</sup>

佛所成就第一希有難解之法、唯佛與佛乃能究盡諸法實  
相、所謂諸法如是相如是性是性如是體如是力如是作如是因  
如是緣如是果如是報如是本末究竟等

6. 正法華經善權品 (竺法護譯)<sup>⑥</sup>

如來皆了諸法所由、從何所來諸法自然、分別法貌衆相  
根本知法自然

7. 妙法華經憂波提舍卷上 (法華論、菩提流支共曇林等

譯)<sup>⑦</sup>

諸佛如來能知彼法究竟實相……唯佛如來能說一切法、  
何等法云何法何似法何相法、何體法何等云何何似何相  
何體、如是等一切法如來現見非不現見

まず、梵文について検討を加えてみると、

如來こそ一切法を教え、ただ如來こそ一切法を知り給  
う。諸法は何であるか。諸法は如何であるか。諸法は  
何の如きか。諸法は如何なる相ありや。諸法はいかな

る自性ありや。(梵文譯)

如來のみが一切法をしり、かつ教えることができることは、前述の妙法は論理をこえたものであり、如來のみ分別し給う、その故は云々とあるのと軌を一にする。第一義が世俗となることである。それは衆生には知ることのできぬものでありながら衆生に向うものなのである。次に、諸法は何ぞや云々については、まず世親の法華論によると、

又依證法有五種、一者何等法、二者云何法、三者何似法、四者何相法、五者何體法故、何等法者聲聞法辟支佛法故、云何法者起種々事說故、何似法者依三種門得清淨故、何相法者三種義一相故、何體法者無二體故、無二體者無量乘唯一佛乘無二乘故

復有義、何等法者謂有爲法無爲法、云何法者謂因緣法非因緣法等、何似法者謂常法無常法如是等、何相法者生等三相法不生等三相法、何體法者謂五陰體非五陰體、又何似法者謂無常法有爲法因緣法、又何相法者謂可見相等法、又何體法者謂五陰能取可取、五陰是苦集體故、五陰者是道諦故、復有依說法、何等法者謂名句字身故、云何法者依如來所說法故、何似法者能教化可化衆生故、何相法者依音聲取故、以依音聲取彼法故、

何體法者假名體相故

これによると、法を證するに五種を立てることが知られる。それには法華論では阿毘達磨的に解釋する。法華論については、別に稿を改めて考究せねばならぬところであるが、法華論には他の箇所<sup>④</sup>に

如經舍利弗唯佛與佛說法諸佛如來能知彼法究竟實相故、言實相者、謂如來藏法身之體不變義故

と、實相の體についてふれているのは、五法をたて、その究竟を如來藏法身の體であり實相であると立てているものと察せられる。

五法の、諸法は何であるか……いかなる相性をもてるものであるか、という方便品の句は一見して、般若經一般のそれとは異つてくる。少くとも大般若前三百卷は法の相性の一切空を標榜するのである。併し方便品は、その後の偈<sup>⑤</sup>に

ahaṃ ca tat prajānāmi ye cānye loka-nāyakaḥ / yathā  
yad yadīśaṃ cāpi lakṣaṇaṃ cāsya yadīśam //5//  
(われは、他の世間の導師と同じく、諸法はいかにあるか、いかなる相であるかを知る)

na tad darśayitūṃ śakyaṃ vyāhāro 'sya na vidyate /  
nāpy asau tādiśaḥ kaś-cit sattvo lokesmi vidyate

//6//

(それを示すことは困難であり、言説もない。又、この様な人も世間にはない。)

この六偈によつて、前の五法といわれる、諸法の相・性は如何であるか、との解答に近いものが出ていると思われる。戲論寂滅のところは五法の内容であるところとなる。藥草喻品に

yaś ca dharmān vijānāti māya-svapna-svabhāvakan /  
kadalī-skandha-niṣārān pratisrutkā-samānskān //

79//

(もし人ありて、自性は幻と夢との如く、實なきことは芭蕉の幹の如く、音楽にひとしききものと、諸法をしるなれば)

sarva-dharmān samān śūnyān nirnāna-karaṇāt  
makān /

na cātān prekṣate nāpi kiṃ-cid dharmāṇ vipaśyati  
//81//

(諸法は平等にして空であつて、異相も異體もない。又、滅するなく、何らの見るべき法もない)

sa paśyati mahā-prajño dharmā-kāyam aśeṣataḥ /  
nāsti yāna-trayaṇ kiṃ-cid eka-yānam ihāsti tu //

82//

(彼〔如來〕は大なる智あるものであり、あまねき法身をみたのである。ここには何らの三乗はなく、たゞ一乗のみがある)

sarva-dharmāḥ samāḥ sarve samāḥ sama-samāḥ sadā  
/ evaṇ jhātva vijānāti nirvāṇam amṛtaṇ śivam  
//83//

(一切諸法はひとごとく、ひとしき一切のものは、平等である。かくの如くしりえて、甘露なる涅槃をしろるのである。)

さきに方便品に、諸法は何の如きやりとの疑問體に應じて、偈は戲論寂滅のものであると示していることを述べた。更にここに藥草喻品には、諸法の平等、空、一相であることを示している。又、八二偈には如來は、あまねき全法身を見るところといつてゐるが、それが空、平等であることはいふまでもない。以上は、畢竟空、第一義の立場に立つていふものであるが、方便品の、かの箇所に関連して想起せられるのは、

藥草喻品に  
yaṇ ca Kāśyapa tathāgato dharmāṇ yathōpaniḥsi-  
pati sa tathāiva bhavati / sarva-dharmāṇs ca

Kāśyapa tathāgato yuktōpaniṣipati / tathāgata-jñā-  
nenōpaniṣipati / tathōpaniṣipati yathā te dharmāḥ  
sarvajña-bhūmin eva gacchanti / sarva-dharmārtha-  
gatiṇ ca tathāgato vyavalokayati / sarva-dhar-  
mārtha-vasītā-prāptah sarva-dharmādhyāsaya-prāptah  
sarva-dharma-viniścaya-kausālyā-jñāna-parama-pāra-  
miā prāptah / sarvajña-jñāna-saṅdarsakah sarvajña-  
jñānavatārakah sarvajña-jñānōpaniṣepakah Kāś-  
yapa tathāgato 'rhan samyak-saṃbuddhaḥ//

又、迦葉よ、如來の教うるところの法こそは、實に如  
tathā である。また迦葉よ、如來は巧みに一切法のの  
へ給う。如來智をもつて説くが故に、その諸法は實に  
一切智地にいたるのである。また如來は一切法の義の  
赴くところを見給う。迦葉よ、如來應供正等覺者は一  
切法の義を解する能力を有し、一切法を決定すべき善  
巧智の pāramitā を具足し、一切智智をひらき入り、  
のべるものである。

21 (白土)

方便品に如來のみこそ教え、かつ知るといひ、その諸法  
とは何ぞやと提起したのであつたが、この經文に於ては  
それと同じ様なことがいわれて、如來は一切法の義赴を  
しり、かつ善巧なる智を具として一切法を決定すること

がわかる。即ち如來のみ一切法をしり、かつ教えること  
がわかるが、それは實に tathā をこそ如來は教えるの  
であるところ。方便品にも(前掲)、如來は bhūta-vādin,  
tathā-vādin, ananyathā-vādin であるところであつた  
が、ありのちの眞實こそ如來の教うるところである。  
ありのちの眞實とは、緣起の道理のあるが如くもあり  
えられつつあること、空第一義は、そこに世俗としてなり  
立つことである。

更に藥草喻品に

evam eva Kāśyapa tathāgato 'rhan samyak-saṃ-  
buddho yaṃ dharmam bhāsate sarvaḥ sa dharmā  
eka-raso yad uta vimukti-raso virāgo-raso niro-  
dharasah sarvajña-jñāna-paryavasanah / tatra  
Kāśyapa ye te sattvās tathāgātasya dharmam bhāśa-  
mānasya śrīyanti dhārayanty abhisamnyujyante na  
ta ātman'ātmānam jñānti vā vedayanti vā buddhya-  
ni vā / tat kasya hetoh / tathāgata eva Kāśyapa  
tām sattvaṃs tathā jñānti ye ca te yathā ca te  
yādīśās ca te / yaṃ ca te cintayanti yathā ca te  
cintayanti yena ca te cintayanti / yaṃ ca te bhāva-  
yanti yathā ca te bhāvayanti yena ca te bhāvayanti/

yaṃ ca te prāṇuvanti yathā ca te prāṇuvanti  
yena ca te prāṇuvanti / tahāgata eva Kāśyapa  
tatra pratyakṣaḥ pratyakṣa-darśī yathā ca darśī  
teṣāṃ sattvānāṃ tāsu-tāsu bhūmīṃṣu shtīānāṃ tīṇa-  
gulmaṅśadi-vanaspatnāṃ hīnōkṛṣṭa-madhyanānā-  
m / so ḥaṃ Kāśyapaḥka-rasa-dharmāṃ viditvā yad  
uta vimukti-rasaṃ nirvṛti-rasaṃ nirvāṇa-paryava-  
sānaṃ nitya-parinirvṛtam eka-bhūmikam akāśa-  
gāikam adhimuktīṃ sattvānāṃ anurakṣamaṇo na  
sahasāiva sarvajña-jñānaṃ saṃprakāśayāmi /  
如來應供正等覺者の示すところの法は、みな正法であ  
り、それは一味であり、解脱味である。離染味であり  
減味である。一切智智を究竟とする。迦葉よ、諸々の  
衆生の、如來の法をさき、持し修行するものは、自ら  
を知らないのである。何とならば迦葉よ、ただ如來の  
みこそが有情をかくの如く知るからである。彼らは何  
であり、いかにあり、何ものであるかと。彼らは何を、い  
かに、何ものを思うのであるかと。彼らは何を、い  
かに、何によつて想うのであるかと。彼らは何を、い  
かに、何によつて得るのであるかと。迦葉よ、ただ如  
來のみこそ現在し、一目に見るのである。而して上中

下の草や灌木、藥草、樹木の如くに、種々の地に住す  
る衆生を見給うのである。迦葉よ、われは如來である。  
一味の法、解脱味、減味、減度を究竟とする一地なる  
寂滅に歸するを知つて、衆生の理解のために、一切智  
智を示さないのである。

羅什譯<sup>②</sup>

如來說法一相一味、所謂解脱相、離相滅相、究竟至於  
一切種智、其有衆生聞如來法、若持讀誦如說修行、所  
得功德不自覺知、所以者何、唯有如來知此衆生、種相  
體性、念何事、思何事、修何事、云何念、云何修、  
以何法、修、以何法、得何法、衆生住於種種之地、唯  
有如來如實見之明了無癡、如彼卉木叢林諸藥艸等、而  
不自無上中下性、如來知是一相一味之法、所謂解脱相  
離相滅相、究竟涅槃常寂滅相終歸於空、佛知是已觀衆  
生心欲而將護之、是故不即爲說一切種智  
ここにも、かの方便品の五法と非常に近似せる敘述方法  
がとられているが、何を、いかに、何によつて、の三種  
の他に什譯には衆生の種相・體性まで加えて、あたかも五  
法の如き形となる。正法華經のこの箇所はあまり明瞭で  
ない。そうして、有情の何であり、いかにあり、何によ  
るものなのかを如來のみしり、かつその上中下をしると

は、諸法の相・性を差別のままに、如實に知ることである。しかも、如來は一味の寂滅に歸する法をしるとは、差別の相をもちつつ、寂滅に歸する法をしることである。このことはかの五法の敘述方法においても想到せられるのであつて、法華論は、五法を阿毘達磨的に解釋したのであつたが、五法は、諸法の相・性の二をいかにありや云々として、相性の差別義と同時に、それが畢竟空に歸するものであることを示すのである。羅什はこれを

諸法實相と翻譯したのであるが、更にもう一度、方便品にもどると、前述の、如來は *bhūta-vādin*, *tatha-vādin*, *ananyathā-vādin* であるといつた。又、藥草喩品の始には、如來は *tatha* をこそ語るともにわたした。それはあるがままに語られていることであるが、ここに大智度論の如に關する釋を借りると、卷三十二に<sup>27)</sup>

諸法如有二種、一者各各相二者實相、各各相者、如地堅相水濕相火熱相風動相、如是等分別諸法、各自有相、實相者於各各相中、分別求實不可得不可破、……若不可得其實皆空空則是地之實相、一切別相皆亦如是、是名爲如……空有差品是爲如

とあるが、如は空と有の異名であるとし、諸法に各各相と實相のこの有・空のあることをいう。各各相とは差別

の相であり、これは有の認識であつて、實相とは空、第一義である。これは有の世俗と空の無を諸法の相となすのである。大論卷三十二には<sup>28)</sup>

問曰聲聞法中何以不說是如法性實際、而摩訶衍法中處處說、答曰聲聞法中亦有說處但少耳

如雜阿含中說有一比丘問佛十二因緣法爲是佛作爲是餘人作、佛告比丘、我不作十二因緣亦非餘人作有佛無佛諸法如法相法位常有所謂是事有故是事有是事生是事生：如是生滅法有佛無佛常爾、是處說如

と見えるが、如は緣起の法によつてありえられているすがたなのである。このことは什譯法華經方便品に<sup>29)</sup>

諸佛兩是尊 知法常無性  
佛種從緣起 是故說一乘  
是法住法位 世間相常住  
と示されている。梵文は<sup>30)</sup>

*dharmasthitim dharmo-niyāmatāṃ ca*  
*nīya-sṭhitāṃ loka imān akampyām /*  
*buddhaś ca bodhin pīṭhīrya maṇḍe*  
*prakāśayīṣanti upāya-kausalam //*

(この世間に、法の住せる、法の位せる常住の不動なることを佛は道場において覺し、善巧方便を示すで

あろう。

正法華經は<sup>⑧</sup>

諸法定意志懷律防、當處手世、演斯讚頌、每同讚說、

善權方便、諸最勝尊、志意弘大

であり、羅什譯が、より原典に近いと思われるが、什譯に佛種從緣起とあるのは、同じく什譯の大論より借り來つたものであるか否か判然せぬが、とにかく、法住法位常住であることは、緣起の道理があるが如くにして常住なのであり、これが如なのである。ここに法華經の、諸法のあり方についての一端を示している。即ち世俗の世間相として、緣起の道理のあるが如くにあつて、有であり、第一義においては空・無である。法華經は空が有に轉ずる有への契機をはらみ、即ち空の實踐的形態を示すものとして、大智度論に近似した性格をもつが、羅什譯のいわゆる十如是實相は、大智度論との關聯において理解すべきものである。

四

大論卷三十三に<sup>⑨</sup>

復次如先說二種如一者世間如二者出世間如用是世間如

三世各各異用是出世間如三世爲一、復次法相名諸法業

諸法所作力因緣果報如火爲熱相水爲濕相如是諸法中分別因緣果報各各別相如是處非處力中說、是名世間法相  
 若是諸法相推求尋究入無生法中更無過是者是名無生際  
 といひ、先述の如は世間と出世間とに分け、しかも世間の各各異なるものは、出世間において一となる。また法相とは、方便品の五法の中にも、云何相として出ているが、この大論の場合、諸法の業、所作力、因緣、果報に名づけるが、これらは、十如是實相に類似せる形態であつて、また諸法の中に因緣果報を分別すれば各各別相あり、これは世間の法相であるが、これはまた無生法の中に入り了わるといふ。十如是實相の内含するものを、ここにも見るのである。又、この場合、法相のそれぞれを、火を熱相となし、水を濕相と爲すが如しというのは、法相のあり方を、論理的形式をこえて、自爾としてありとする仕方であり、山高水低の如きありのままに見る仕方として注目すべきであろう。このことは後世の諸法實相論にも根づく胚胎しているのである。

又、大論卷三十二に<sup>⑩</sup>によると

復次一一法有九種、一者有體二者各各有法、如眼耳雖

同四大造而眼獨能見耳無見功又如火以熱爲而不能潤、

三者諸法各有力、如火以燒爲力水以潤爲力、四者諸法

各自有因五者諸法各自有緣六者諸法各自有果七者諸法各自有性八者諸法各有限礙九者諸法各各有開通方便、諸法生時體及餘法凡有九事知此法各各有體法具足是名世間下如知此九法終歸變異盡滅是名中如……是法非有非無非生非滅諸觀法究竟清淨是名上如

この文は、羅什譯十如是の根據となつたものといわれるところであるが、體以下の九法は各各相に於て世間の下如とされ、それが、盡滅に歸することを知るは中如であり、それが究竟寂滅であることをしるのが、上如とされる。故に什譯十如是實相は世俗、勝義の兩者をもつものと見てよい。有的の差別によりつつ、勝義なのである。

即ち、十如是の中、第九までは世俗諦實相と見るべく、有的の立場をとり第十の如是本木究竟に至つて、九如是のすべてを戲論寂滅の究竟においたものと見るべきである。そうして、それは前に方便品にも、譬喩品にも如來の説くところを如においたのと軌を一にする。又、十如是の如とは、この *tathā* にも該當する。即ち十如是實相とは、有空の兩面をふくむ立場なのである。このことは十如實相のみではなく、梵文における五法の場合にもいえることなのである。故に法華經の有的な性格を、ここに取的できるのである。

又、大論卷三十二には引きつづいて

復次有人言是九事中有法者是名如、譬如地法堅重水法冷濕火法熱照風法輕動心法識解、如是等法名爲如、如

經中說有佛無佛如法相法位常住世間所謂無明因緣諸行常如本法性者是九法中性實際者九法中得果證

九事の中に有法を如と名づけ、それらは地の堅重、水の冷濕の如きものであるといい、又、それは緣起によつてある法相法位常住の世間相であるという。ここに大智度論の諸法實相論の一端として、有的な立場を示すのであるが、この様な考え方は、前述の如く後の諸法實相論をも支配する。

かくして、法華經は第一義空の立場に立ちつつ、空の實踐が有的に展開する様相を示すが、法華經が般若經の後出經典として空を第一義とすることは、法師品に<sup>⑧</sup>

*maitri-balan ca layanam ksāni-sauraya cīyaram /  
sūnyata cāsanam mahyam ata sūhivā hi deśayet //*  
(慈悲の力はわが室である。柔和の香りはわが衣である。空性はまたわが座である。ここにおいて法こそ實に「法は」示されるであろう。)

羅什譯<sup>⑨</sup>

大慈悲爲室 柔和忍辱衣

## 諸法空爲座 處此爲說法

とある如くであるが、空を根據としながら、空第一義に  
 通入すべき道を示すものとして、方便がいわれ、又、三  
 乗も施設せられる。それは空に入るべき道すじでありな  
 がら、慈悲の方便としてあらわれねばならぬものであり  
 て、又、そこには世俗有の立場への顧慮がある。有は縁  
 起の故に常住であり、それらは慈悲の方便の對象であり  
 つつ、又方便でもある。そうしてそれは寂滅の不可思議  
 である。經典としての法華經の性格はその様に見られ  
 のであるが、これは般若經のより實踐的な形態とも見ら  
 れるのであろう。

この邊の消息を、羅什は、方便品に於て、諸法はいか  
 にありや云々に對して、大智度論をかりて諸法實相とな  
 し、空有の二を示したものとされる。そうしてそれが  
 後には法華經の中心思想をこの諸法實相にありとするま  
 でに至つたのであつた。<sup>①</sup>

## 五

羅什が諸法實相もしくは實相と翻譯したその内容は多  
 含のものであるが、これは羅什の實相論（大乘大義章卷  
 中<sup>②</sup>）によると、

所謂斷一切語言道滅一切心行名爲諸法實相、諸法實相  
 假爲如法性實際、此中非有實際此中非有非無尚不可得  
 何況有無耶、以憶想分別者各有無之難耳、若隨佛法寂  
 滅相者則無戲論、若有無戲論則離佛法大智論中種々因  
 緣破有破無不應持所破之法爲難也、……今復略說、諸  
 法相隨時爲名、若如實得諸法相性者一切義論所不能破  
 名爲如、如共法相非心力所作也、諸菩薩利根者推求諸  
 法如相、何故如是寂滅之相不取不可捨、即知諸法如相  
 性自爾故、如地堅性水濕性火熱性風動性火炎上爲事水  
 流下爲事風傍行爲事如是諸法性性自爾是名法性也、更  
 不求勝事爾時心定盡其邊極是名實際、是故其是一義名  
 爲三如道法是一分別上中下故名爲三乘、初爲如中爲法  
 性後爲實際  
 というのであるが、中論に示された一切語言道斷の諸法  
 實相と、大智度論に示された如、法性、實際を實相と爲  
 すことが融通の形に於て出され、諸法の如は相性自爾と  
 いう。法華經に於て羅什によつて示された諸法實相もま  
 た、この類のものなのである。

註

① Saddharmapuṇḍarīka-sūtra (by Wogihara &amp; Tsuchida

以下荻原本と略稱) 一頁。

- ② 荻原本序に掲載。哲學雜誌四二六號(大正十一)六六六頁以下、岡教選「羅睺羅跋陀羅の法華略頌に就て」参照。
- ③ 荻原本六二一六三頁
- ④ 荻原本三六一三七頁
- ⑤ 大正藏九卷七頁 a
- ⑥ 荻原本二八頁
- ⑦ 大正藏九卷五頁 c
- ⑧ 山口、横超、安藤、舟橋博士「佛教學序説」一五六頁參照
- ⑨ 荻原本七四頁
- ⑩ 荻原本一二三頁
- ⑪ 大正藏九卷一三四頁 c
- ⑫ 本田博士「佛典の内相と外相」四〇五頁以下參照
- ⑬ 布施浩岳博士「法華經精神史」頁參照
- ⑭ 荻原本 二九頁、南條ケルン本三〇頁
- ⑮ 影印北京版三〇卷八頁二葉四行一六行
- ⑯ Lotus de la bonne loi p. 20.
- ⑰ Saddharmapundarika-Sūtra p. 32.
- ⑱ 大正藏九卷五頁 c
- ⑲ 大正藏九卷六八頁 a
- ⑳ 大正藏二六卷四頁 c、同一四頁 b
- ㉑ 大正藏二六卷六頁 a・b、一五頁 c
- ㉒ 大正藏二六卷六頁 a
- ㉓ 荻原本二九頁
- ㉔ 荻原本一三〇頁
- ㉕ 荻原本一一四頁
- ㉖ 荻原本一一六頁
- ㉗ 大正藏九卷一九頁 b c
- ㉘ 大正藏二五卷二九七頁 b
- ㉙ 大正藏二五卷二九八頁 a
- ㉚ 大正藏九卷九頁 b
- ㉛ 荻原本五一頁
- ㉜ 大正藏九卷七二頁 a
- ㉝ 「佛教學序説」一五六頁參照
- ㉞ 大正藏二五卷三〇三頁 a
- ㉟ 大正藏二五卷二九八頁 c
- ㊱ 「佛典の内相と外相」三五九頁以下參照
- ㊲ 荻原本二〇四頁參照
- ㊳ 大正藏九卷三二頁 a
- ㊴ 天台の釋は諸法實相をもつて法華經の中心思想とする
- ㊵ 大正藏四五卷一三五頁 c 一三六頁 a